# （別紙２）

令和７年度香川県就農準備・経営開始支援事業（就農準備支援資金）

申請要件チェック

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名：

事業の申請にあたり、以下の事項を理解し、遵守できなかった場合、一部又は全部の資金を返還しなければならないことを了承します。

１　交付要件について

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 申請者確認欄 |
| 就農予定時の年齢が50歳未満である。 |  |
| 次世代を担う農業者となることについての強い意欲がある。 |  |
| 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた研修機関等で研修を受けている又は受けることが確定している。 |  |
| 研修期間が概ね１年かつ概ね年間1,200時間以上研修を行い、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修する。 |  |
| 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 |  |
|   | 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。 |  |
|  | 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトは除く。）を結んでいないこと。 |  |
| 常勤（週35時間以上で継続的に労働する）の雇用契約を締結していない。 |  |
| 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業（生活保護制度、失業手当など）による給付等を受けていない。また、過去に農業次世代人材投資事業及び新規就農者育成総合対策等による資金の交付を受けていない。 |  |
| 研修終了後に親元就農する場合は、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割を明確にすること、及び就農５年以内に農業経営を継承する必要があることを理解している。 |  |
| 研修終了後に独立・自営就農する場合は、就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける。 |  |
| 国内での最長２年間の研修後に最長１年間の海外研修を行う場合は以下の要件を満たす。①就農後５年以内に実現する農業経営の内容が明確である。② ①の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確である。 |  |
| 研修中の事故によるけが等に備えて、研修期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入している |  |
| 研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所得が600万円以下である。　600万円以上である場合、生活費の確保の観点から切実な必要な理由を、研修計画に記入している。 |  |
| 給付型奨学金を受給している場合は、就農準備支援資金と併給できないため、給付型奨学金を辞退し、奨学金停止以降から交付対象期間とする。 |  |
| 予算に限りがあるため、優先順位の高い方から採択することを理解し、承諾する。 |  |

２　研修期間中（交付期間中）に遵守すべきこと

１）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修状況報告 | 研修状況報告書（別紙様式第4号）を農業大学校または農業改良普及センターに提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。 |  |

２）交付対象者の考え方

|  |  |
| --- | --- |
| 以下全てを満たさない場合、資金の交付を停止することがあることを理解している。 |  |
| 1 | 研修に積極的であり、指導者等関係者の助言・指導に従う者 |
| 2-1 | 研修内容を理解し、就農に必要な技術や知識の習得が認められる者 |
| 2-2 | 成績に不可がない者（成績表の発行がある機関で研修する場合） |
| 3 | 就農に向けた準備を行い、着実な就農が期待される者 |
| 4 | 研修の出席状況が良好で、概ね１年かつ概ね年間1,200時間以上の研修を受けている（受ける見込みがある）者 |

３　研修終了後に遵守すべきこと

　１）就農

|  |  |
| --- | --- |
| 研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する |  |
| 就農後、独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍又は2年のいずれか長い期間継続する |  |

２）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就農届 | 就農後１か月以内に就農届（別紙様式第14号）及び以下の添付書類を提出する。※親元就農の場合は、①親元就農したとき、②当該農業経営を継承したときの２回 |  |
| 独立・自営就農の場合 |
| 農地及び主要な農業機械・施設の一覧 |
| 農地基本台帳 |
| 農地・機械・施設の契約書等の写し |
| 通帳の写し(名義及び取引のそれぞれ分かるページ） |
| 雇用就農の場合 |
| 雇用契約書等の写し |
| 親元就農の場合 |
| 青色専従者給与に関する届出（変更届出）書の写し |
| 家族経営協定等の写し |
| 就農状況報告書 | 就農状況報告書（別紙様式第９号）を研修終了後６年間提出する |  |

〈参考〉

【独立・自営就農】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | 確認方法、必要書類 |
| １ | 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している | 農地基本台帳又は契約書等 |
| ２ | 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りている | 売買(貸借)契約書、領収書等 |
| ３ | 生産物や生産資材等を自らの名義で出荷取引している | 販売出荷伝票、領収書等 |
| ４ | 農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理している | 通帳(本人名義)帳簿 |
| ５ | 自らが農業経営に関する主宰権を有している |  |
| ６ | 就農後5年以内に、農業経営改善計画（認定農業者）又は青年等就農計画（認定新規就農者）の認定を受ける | 農業経営改善計画又は青年等就農計画、認定書 |

【雇用就農】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | 必要書類 |
| １ | 農業法人等で常勤する雇用就農である | 雇用契約書等の写し |

【親元就農】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | 必要書類 |
| １ | 家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）が明確にされている | ・家族経営協定等の写し・青色事業専従者給与に関する届出書の写し |
| ２ | 就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる） | 就農届 |

４　全額返還及び一部返還

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 返還 | 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならないことを理解している |  |

一部返還

・交付対象者の要件を満たさなくなった場合。

・研修を途中で中止・休止した場合。

・研修状況報告を行わなかった場合。

・県・国が実施する報告の徴収又は立入検査に協力しない場合。

全額返還

　・適切な研修を行っていないと事業実施主体が判断した場合。

　・研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。

・親元就農した者が、家族経営協定等により交付対象者の責任や役割を明確にしなかった場合、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承しなかった場合。

・独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

・就農後、独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。

・就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農状況報告等の報告を行わなかった場合。

・虚偽の申請等を行った場合。